

東京市電氣局労働争議経過

序 言

市電經濟は、昭和三年以降逐年赤字を増大し、その整理のために毎年の如く労働争議の發生を見てゐる。即ち、昭和四年八月には、スピード・アップによる給與制の改革に端を發し、罷業には至らなかつたけれども十三日間の紛争を見、同十二月には、昇給停止、賞與二割減の發表から僅か一日であつたが罷業となり、翌昭和五年四月には、再び賞與一割減を中心にして罷業六日間に及び、更に同年十一月には、人件費百五十萬圓削減に、四十九日間の長期に亘る紛争を見た。

昭和七年九月には、時の立石電氣局長により、謂はゆる第二次更生案が計畫され、遂に労働争議調停法第一條第一項の適用となつたことは吾人の記憶に新らしい。而して該調停委員會は百萬圓の手當の削減と附帯條件として負債償却金の若干を市經濟へ肩替りすることを議したのであるが、偶々永田市長の退職に伴ふ主腦部の更迭に逢ひ、その後を受けた澤本助役、山下電氣局長等は、立石案とは別箇の見地から更生計畫を樹立するに至り、遂に今次の大争議を惹き起したのである。

今回の争議は種々なる意味に於て、我國労働運動史上特筆せらるべき事件であつた。試みにその特色とも稱すべきものを拾ひあげて見ると、先づ第一には整理案の骨子をなす總解雇と、約半減にひとしき更改給料による再採用の條件で、このことは從業員のみならず、他の無産團體、労働團體の舉つてその社會的影響性を論難する所となり、又市民層に於ても問題を重視しかゝる事件の發生するのも畢竟するに、東京市政多年の亂脈の結果なりとして、單なる經濟闘争として出發した本争議は、社會問題、政治問題と化するに至り、かくて輿論の支持を受けつゝ、一萬有餘人の從業員側は、一絲亂れざる總罷業を敢行し、し

かも從來とは異り左翼分子の介入を許さず合法的戰術によつて堂々と布戦したことである。

第二には、電氣局側に於ける、非常連轉が殆んど市民交通に不安不便を感じしめざる程周到に行はれ、交通争議の特色は半ば抹消された觀があつたことである。

第三には軍部が厳正中立の態度をとり、從つて在郷軍人側も争議に關與することを避け、又一部青年團の應援はあつたが「青年團は原則として經濟闘争に關與せず」との聲明をなし、社會の注目を惹いたことである。

第四には、調停委員會が決裂し再罷業に陥つたことで、このことは労働争議調停法實施以來最初の事件である。

その他、市長專決權の濫用の問題、整理手當の起債認可申請に對する内務省の態度等は自治團體に對する幾多の問題を將來にのこしてゐるものと言ひ得るであらう。と同時に、謂はゆる戰闘的労働組合と稱せらるゝものが、平素に於ける調查、教育の任務に對する努力を惜み、その重大時期に當面して、充分なる實力を發揮し得なかつたことは、我國の労働組合運動に對し好個の教訓と示唆とを與へたものと言ひ得るであらう。

第一 更生案發表前的情勢

一 東日の報導に從業員側動搖

昭和十年度豫算編成期を前にして、東京市電氣局對從業員間には、一抹の暗雲をたゞよばせてゐたが、八月二十四日の東京日日新聞が「八百萬圓の赤字に市電が空前の大整理」と題する報導をなすに及び、俄然從業員側の不安は増大し、山雨正に到来んとする情勢となつた。

二 東京交通労働組合の情勢